



頭書(8) 特約事項

1. 甲が乙に、本物件内、仕器備品・造作について以下の通り確認するものとします。  
 (1) 本物件内、仕器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。  
 (2) 甲は本物件内、仕器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、仕器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。  
 (3) 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された仕器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が横断し乙に請求するものとします。

甲: [Redacted]  
 乙: 松下未沙朗政政事務所

【記名押印欄】

5年5月25日

貸主(甲)	氏名 住所 TEL	[Redacted]
借主(乙)	氏名 住所 TEL	松下未沙朗政政事務所 [Redacted]
連帯保証人(内)	氏名 住所 TEL 担保額	[Redacted] 3,600,000 円
緊急時連絡先(予)	氏名 住所 TEL	[Redacted]
宅地建物取引業者	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	埼玉県知事(0)第13750号 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 株式会社不動産株 橋本 克己 [Redacted]
	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]



# 入居時精算書

松下まさよ県政事務所御中

2023年5月24日

かつみ不動産株式会社

〒351-0034

埼玉県朝霞市西原2丁目9-1

TEL: 048-473-0011 FAX: 048-474-0660

換印	担当者印
[Redacted]	[Redacted]

物件名: 野口ビル 101号室

家賃起算日: 2023年5月25日

		総額	本体	消費税(10%)
賃料	5月分 31日割り 7日分	33,871	30,792	3,079
	6月分	150,000	136,364	13,636
仲介手数料	賃料の 1ヶ月分	150,000	136,364	13,636
合計		333,871		

ご精算金: 333,871

## <領収書>

金 333,871

上記正に領収致しました。



埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号  
かつみ不動産株式会社



適格請求書発行事業者 No. TG-0300-0104-4681

整理番号	13
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	2 グループ活動費
	1 調査研究費	
	【広聴・広報活動費】	5 広報費
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	8 事務費
	6 人件費	⑦ 事務所費
	9 資料購入・作成費	10 交通費

支出年月日	2023年 6月 6日	支出額	32274 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場代6・7月分駐車場代・仲介手数料
-----	------------------------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38903	05-06-06	15:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥35,750	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証
お振込明細またはご案内		電信

お受取人 **カツミフトウリン(カ様)**

りそな銀行  
朝霞台支店  
普通 0316553

電話番号 [ ]  
取扱番号 060011

印紙税申告  
付につき  
現務書承認

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消しております。→

内 訳	税率	金額(税込・税込)
8 消費税額等 <td>% <td></td> </td>	% <td></td>	
10 消費税額等 <td>% <td></td> </td>	% <td></td>	

但事務所駐車場代6・7月分、仲介手数料及び上記正に領収いたしました振込手数料として

★ 35,860

松平 昌代様  
R5年6月6日

領 収 証

35860 × 0.9

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



第14条（反社会的勢力の排除）

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

--	--

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壺通を所持する。

2023年 6月 6日

質貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		

質借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-101	自宅TEL	
	氏 名	松子と政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL. 048-473-0011 (代)  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号  
 登録番号 ( ) 号  
 宅地建物取引士

## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場	駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1					
賃 料	金 16,500 円也	(内消費税 1,500 円)				
敷 金	金 0 円也	保証金	0 円	礼 金	0 円	
更新料	新賃料の 1 ヶ月分					
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分					
契約期間	2023年6月26日 から 2025年6月25日 迄					
契 約 車	車種	社用車	色	登録番号		

賃貸人 有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。  
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。  
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。  
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。  
二、賃料の支払いをしぼしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。  
四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。  
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。  
六、その他本契約に違反した時。  
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は老ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え、老ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。  
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。  
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の老ヶ月前までに届出すること。  
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。  
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。  
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。  
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条 (管理規則)  
一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。  
二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。  
三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)  
四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。  
五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意しなければならない。  
六、契約台数以上の駐車をしてはならない。  
七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。





整理番号

24-2

ご身分又書正

様

合計 ¥1,980-

現金 ¥1,980(2,270) ¥0(その他) ¥0(内消費税等 ¥180)

(10%対象) ¥1,980 ¥180

但し  
上記金額を正に領収いたしました。  
印字面を内側に折り保管して下さい  
株式会社 カインズ 朝霞店 TeD48-468-0111  
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1  
IR89-0017-9410 2023年 6月 8日(木) 16:29 担当: [REDACTED]

レジ明細書

2023年 6月 8日(木) 16:29

レシート No: 9410  
発行日 No: 0017 2023年 6月 8日  
担当: [REDACTED]

056	リノベウォール	¥1,980
1点/小計		¥1,980
内消費税等		¥180
(10%対象)		¥1,980 ¥180
合計		¥1,980
現金		¥5,000
お釣り		¥3,020
◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆		
会員番号		XXXXXXXXXX [REDACTED]
前回*以外		186 *以外
今回*以外		9 *以外
累計*以外		195 *以外
本年失効予定*以外		103 *以外
本年失効日は12月31日です。		

レジ明細書のみでの商品交換・  
返品はお受け致しかねます。  
必ず領収証をお持ち下さい。

[REDACTED] 0859  
レシート No: 017 レシート No: 9411

整理番号	18
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

2-1

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	2023年 6月 9日	支出額	10,080 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所壁紙代
-----	--------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

別紙

$$11200 \times 0.9 = 10,080$$

現状渡したた為、劣化の壁紙貼り替え

9/10 按分とする

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 領収書

有限会社 山七商店  
YIT WORLD PRODUCTS

有限会社 山七商店  
本社事務所 〒955-0842 新潟県三条市島田3-1-1  
電話:0256-55-5712 Fax:0256-33-5673

日付 2023/6/9

注文番号

送付先  
松下まさ子様

作成者: 有限会社 山七商店  
代表: 山本 大介

納品日	品番	説明	単価	数量	金額
	sl1075-igr	壁紙シール 無地 アイスグリーン	¥ 2,800	4	¥ 11,200
					¥ -
					¥ -
					¥ -
					¥ -

小計 ¥ 11,200  
税率 10.00%

その他  
合計 (税込み) ¥ 11,200

※ご不明な点がございましたらいつでもお問い合わせくださいませ。

整理番号	10
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	2023年 6月 12日	支出額	5,742 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所ごみ処理代
-----	----------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

③ 不用品回収

別紙

前使用者から居抜きで引継ぐ契約だったため不用品回収費用が発生した

改修にあたり必要のため 1/10 按分とする

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 領収書

No. 2968

松下 まさよ

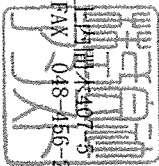
様

2023年6月12日

¥6,380 —

合計金額：  
但し、

上記の通り正に入金致しました。  
株式会社 アースト  
〒351-0001 埼玉県朝霞市  
TEL 048-456-2577  
FAX 048-456-3356



係

品名	数量	単位	単価
その他	90.0	kg	

内訳	金額
税抜金額	5,800
消費税 率	10%
消費税	580

受入番号No. 15980

収入印紙

係

整理番号

10-2

整理番号	22
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	2023年 6月 6日	支出額	10,026 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所壁紙代
-----	--------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

別紙

$$¥11,140 \times 0.9 = 10,026$$

現状渡したた為劣化壁紙貼り替え

9/10 按分とする

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

金額収訖証

合計 ¥3,780-

現金 ¥3,780 (10%対象 ¥343) その他 (内消費税等 ¥243)

併し 上記金額を正に領収いたしました。印字面を内側に折り保管して下さい。株式会社 カイونس 朝霞店 Te048-468-0111 本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1 0859-0017-9238 2023年 5月 6日(火) 9:23 担当: [REDACTED]

様

金額収訖証

合計 ¥7,360-

現金 ¥7,360 (10%対象 ¥669) その他 (内消費税等 ¥569)

併し 上記金額を正に領収いたしました。印字面を内側に折り保管して下さい。株式会社 カイونس 朝霞店 Te048-468-0111 本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1 0859-0017-9238 2023年 5月 6日(火) 14:00 担当: [REDACTED]

様

レジ明細書

2023年 6月 6日(火) 14:00

元シフト No: 9268 発行シフト No: 0017 2023年 6月 6日 担当: [REDACTED]

056 リンベウオール ¥7,360 (2個 X 単3,680)

2点/小計 ¥7,360 内消費税等 ¥669 (10%対象 ¥669)

合計 ¥7,360

現金 ¥7,500

お釣り ¥140

ポイント情報 会員番号 XXXXXXXX [REDACTED] 前回\* 460 \* 今回\* 33 \* 累計\* 493 \* 本年失効予定\* 179 \* 本年失効日は12月31日です。

レジ明細書のみでの商品交換・返品はお受け致しかねます。必ず領収証をお持ち下さい。

担当: [REDACTED] 0859 シフトNo: 017 シフトNo: 9269

レジ明細書

2023年 6月 6日(火) 9:23

元シフト No: 9238 発行シフト No: 0017 2023年 6月 6日 担当: [REDACTED]

056 リンベウオール ¥3,780 (2個 X 単1,890)

1点/小計 ¥3,780 内消費税等 ¥343 (10%対象 ¥343)

合計 ¥3,780

現金 ¥10,000

お釣り ¥6,220

ポイント情報 会員番号 XXXXXXXX [REDACTED] 前回\* 36 \* 今回\* 17 \* 累計\* 53 \*

レジ明細書のみでの商品交換・返品はお受け致しかねます。必ず領収証をお持ち下さい。

担当: [REDACTED] 0859 シフトNo: 017 シフトNo: 9239



整理番号	9
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	1 調査研究費	2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	5 広報費	6 人件費
		7 事務所費	8 事務費
		9 資料購入・作成費	10 交通費

支出年月日	2023年 6月 30日	支出額	135,396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	7月分事務所賃料
-----	----------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38905	05-06-30	11:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥150,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 5円		J C 認証
電信		

お振込明細またはご案内

[REDACTED]

登録番号 0007

[REDACTED] 様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 400454

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

税号	8	消費税率等	9%	金額(税込・税込)	[REDACTED]	金額(税抜・税抜)	10%	消費税率等	9%
----	---	-------	----	-----------	------------	-----------	-----	-------	----

内 訳

但 7月分事務所賃料及び手数料として  
上記正に領収いたしました

★ 150,440

領 収 証

R5年6月30日

150,440 × 0.9

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

## 事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

### 頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡ (約 20.58 坪)	
所有者	建物所有者住所： 建物所有者氏名：	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			

### 頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前			

### 頭書(3) 賃料等

賃 料 (月 額) (内消費税額)	150,000 円 ( 13,636 円)	支 払 期 限	翌月分を毎月末日までに支払う		
共 益 費 (月 額) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)		支 払 方 式	<input checked="" type="checkbox"/> 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) <input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) <input type="checkbox"/> 支払委託方式(収納会社名: — )	
敷 金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)			振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	
一 時 金 (札 金) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)				<input type="checkbox"/> 持参方式(持参先・住所: )
保証金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)				更新料 新賃料の 〃 ヶ月分相当額
		更新事務手数料 新賃料の 0.5 ヶ月分相当額			

### 頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所
----------

### 頭書(5) 連帯保証人の極度額

<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人(極度額	3,600,000 円)
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者(社名:	)
(保証番号:	)

### 頭書(6) 鍵番号


鍵No.		本数		本	
------	--	----	--	---	--

### 頭書(7) 管理会社

商 号 (名 称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL.:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣 ( 01 )第 001734 号		
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 <input type="checkbox"/> かつみ開発株式会社に委託します。	
	賃貸借契約の更新に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。	
	賃貸借契約の終了に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。	
	設備等の管理に係る業務	<input type="checkbox"/> 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主又は管理組合へご連絡下さい。	


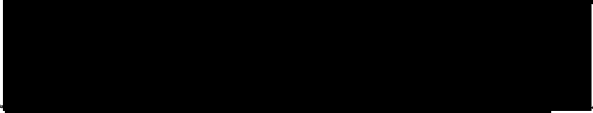
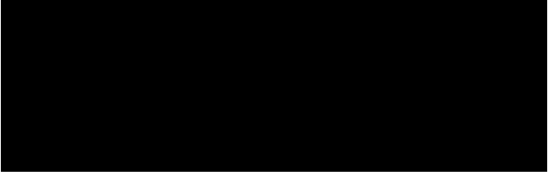
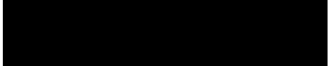
頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
  - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
  - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
  - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲:   
 乙: 松下まさよ県政事務所

【記名押印欄】

5年 5月 25日

貸主(甲)	氏名 住所 TEL	
借主(乙)	氏名 住所 TEL	松下 県政事務所 
連帯保証人(丙)	氏名 住所 TEL	
	極度額	3,600,000 円
緊急時連絡先(丁)	氏名 住所 TEL	
宅地建物取引業者	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	埼玉県知事(9)第13750号 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 かつみ不動産株式会社 橋本 克己  号
	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	

整理番号	23
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 広聴費                              4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】 6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費
	9 資料購入・作成費                      10 交通費
	(この欄は、領収書等に貼付する領収書の番号を記入する)

支出年月日	2023年 6月 7日	支出額	3,402 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所壁紙代
-----	--------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

別紙

$$3,780 \times 0.9 = 3,402$$

現状渡しだった為劣化壁紙の貼り替え

9/10 按分とする

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

23-2

領収証

様

合計 ¥3,780-

現金	¥3,780	(2)	が	¥0	(その他)
(10%対象)	¥3,780			¥943	
				¥0	(内消費税等 ¥943)

但し  
上記金額を正に領収いたしました。  
印字面を内側に折り保管して下さい。  
株式会社 カインズ 朝霞店 〒048-468-0111  
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1  
0839-0017-9334 2023年6月7日(水) 13:21 担当: [REDACTED]

レシ明細書

2023年6月7日(水) 13:21

レシート No: 9334  
発行日 No: 0017 2023年6月7日  
担当: [REDACTED]

056 片か1201	¥3,780
1点/小計	¥3,780
内消費税等	¥943
(10%対象)	¥3,780 ¥943
合計	¥3,780
現金	¥3,780
お釣り	¥0
◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆	
会員番号	XXXXXXXXXX [REDACTED]
前回*件	53 件/外
今回*件	17 件/外
累計*件	70 件/外

レシ明細書のみでの商品交換・  
返品はお受け致しかねます。  
必ず領収証をお持ち下さい。

担当: [REDACTED] 0859  
レシNo: 017 / レシNo: 9335

整理番号	25
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	2 グループ活動費
	1 調査研究費	
	【広聴・広報活動費】	5 広報費
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	
	6 人件費	⑦ 事務所費
	9 資料購入・作成費	8 事務費
		10 交通費

支出年月日	2023年 6月 30日	支出額	3,402 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所壁紙代
-----	--------

領収書等貼付欄	松下 昌代
---------	-------

別紙

$$¥3,780 \times 0.9 = 3,402$$

現状渡したのが 劣化壁紙貼)替え

9/10 按分とする

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

荷真山又言正

様

合計 ¥3,780-

現金 ¥3,780(2%) 10%対象 ¥3,780 (10%対象 ¥343 ) ¥0(内消費税等 ¥343)

但し  
上記金額を正に領収いたしました。  
印字面を内側に折り保管して下さい  
株式会社 カオンス 朝霞店 Te048-468-0111  
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1  
0859-0017-1218 2023年 6月30日(金) 9:23 担当: [REDACTED]

レシ明細書

2023年 6月30日(金) 9:23

元カド No: 1218  
発行日 No: 0017 2023年 6月30日  
担当 [REDACTED]

056 カ-カ 0201	¥3,780
1点/小 計	¥3,780
内消費税等	¥343
(10%対象 ¥3,780)	¥343)
合計	¥3,780
現金	¥5,000
お釣り	¥1,220
◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆	
会員番号	XXXXXXXXXX [REDACTED]
前回ポイント	95 点
今回ポイント	17 点
累計ポイント	112 点
本年失効予定ポイント	3 点
本年失効日は12月31日です。	

レシ明細書のみでの商品交換・  
返品はお受け致しかねます。  
必ず領収証をお持ち下さい。

担当: [REDACTED] 0859  
レシNo: 017 レシNo: 1219

整理番号	21
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	2023年 7月 3日	支出額	21,024 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所壁紙代、カフェカーテン
-----	----------------

領収書等貼付欄 松下 昌代      別紙

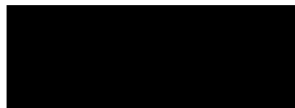
### 領 収 証

松下 昌代 様      R5年 7月 3日

★ 23,360

但事務所壁紙・カフェカーテン代として  
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
10%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8%	消費税額等



登録番号

$$¥ 23,360 \times 0.9 = 21,024$$

現状渡したた為、劣化の壁紙貼り替え

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



21-2

レジ明細書  
2023年 6月 5日(月) 12:49

元券No: 9566  
発行日: 009 2023年 6月 5日  
担当: [REDACTED]

055 リノスウォール	¥11,000
(3個 X 単3,680)	
056 カスタム0201	¥11,340
(3個 X 単3,780)	
051 カカカマ	¥960
7点/小 計	¥23,360
内消費税等	¥2,123
(10%対象 ¥20,960)	¥2,123
合 計	¥23,360
クレジット	¥23,360

[クレジット売上票] 6

端末番号 65615-019-007M  
伝票番号 3012563  
会員番号 [REDACTED]  
承認番号 7832222  
取引内容 売上  
支払区分 一括  
カード会社 A E D N  
合計金額 ¥23,360  
A000000651010  
S713043-000 A01309  
00 d03671745a30a70a  
お客様控え用

お釣り ¥0  
ポイント増減  
◆◆◆◆  
会員番号 XXXXXXXX [REDACTED]  
前回\*外 352 \*外  
今回\*外 105 \*外  
累計\*外 450 \*外  
本年失効予定\*外 179 \*外  
本年失効日は12月31日です。

レジ明細書のみでの商品交換・  
返品はお受け致しかねます。  
必ず領収証をお持ち下さい。

[Barcode]  
担当: [REDACTED] 0051  
レNo: 009 元 No: 9567

1/3 引き落とし

全額現金で  
お支払い  
合計 ¥23,360-  
現金 ¥23,360  
その他 ¥2,123  
内消費税等 ¥2,123  
〒100-0003 東京都千代田区千代田1-2-1  
03-0003-9566 2023年 6月 5日(月) 12:49 担当: [REDACTED]  
株式会社 カインズ 新座店 TEL: 048-477-8111

上記金額を正に領収いたしました。  
印字面を内側に折り保管して下さい。  
本社 埼玉県本庄市早稲田の村1-2-1  
03-0003-9566

全額現金で  
お支払い  
合計 ¥23,360-  
現金 ¥23,360  
その他 ¥2,123  
内消費税等 ¥2,123

全額現金で  
お支払い  
合計 ¥23,360-  
現金 ¥23,360  
その他 ¥2,123  
内消費税等 ¥2,123

整理番号 39

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	23年 7月 28日 他	支出額	45,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	8月9月10月分駐車場代
-----	--------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 50,100 × 90 % = 45,090

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

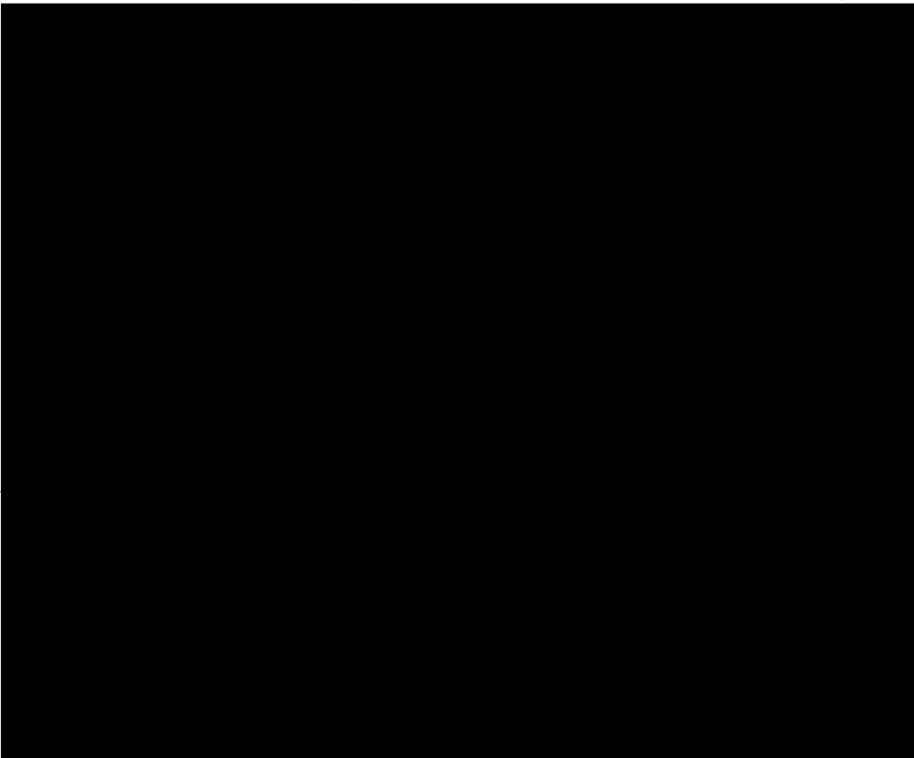
口座名義 松下 まさよ



三

支店名 口座番号 振替元口座 振替先口座 振替額

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30



092

092  
092  
092  
033  
033

○ 05-07-28 振 16,700 RKS(UT2J1A7) 馬場

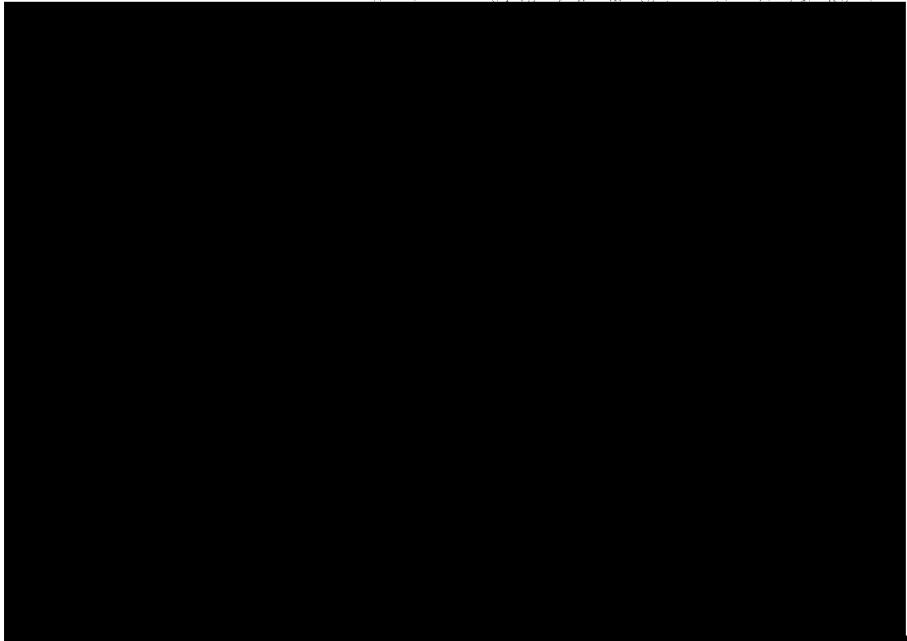




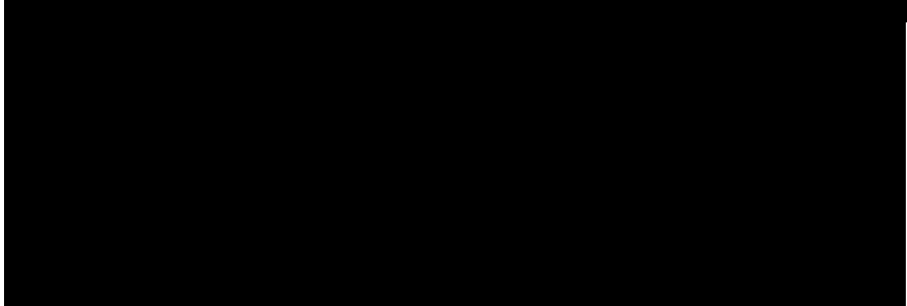
③

年 月 日 記号 封筒番号 金額 種類 金融機関 差引残高 振替口座

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24



05-08-28 BW 16,700 RKS<カツミカイハツ 与え物



033  
092





③

年	月	日	品名	数量	金額	備考
---	---	---	----	----	----	----

1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	05-09-28	BW	16.700	RKSCUTZMEIAY	馬込	
24						

033  
092



〒100-0001 東京都千代田区千代田  
 日本橋本町1丁目1番1号  
 株式会社 〇〇〇〇〇〇  
 TEL: 〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX: 〇〇〇〇-〇〇〇〇

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	土屋第三駐車場		駐車位置		番	台数	1台		
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1								
賃料	金	16,500	円也	(内消費税	1,500	円)			
敷金	金	0	円也	保証金	0	円	礼金	0	円
更新料	新賃料の 〇ヶ月分								
更新事務手数料	新賃料の 1ヶ月分								
契約期間	2023年6月26日		から	2025年6月25日		迄			
契約車	車種	社用車	色	登録番号					

賃貸人 有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
- 二、賃料の支払いをししばし遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
- 四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。
- 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
- 六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は尠くも1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 尠くも1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の尠くも1ヶ月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
- 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各老通を所持する。

2023年 6月 6日

貸貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		

貸借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1010	自宅TEL	
	氏 名	松子正興政務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011 (代)  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号  
 登録番号  
 宅地建物取引士

45641

整理番号	36
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                              4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	23年 7月 31日 他	支出額	405,792 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	8月9月10月分事務所賃料
-----	---------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算    450,880 × 90%    =    405,792

### 領 収 証

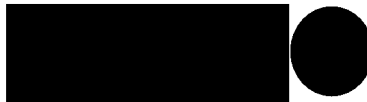
         様    R5 年 8 月 31 日

★ 150,440

但 9月分事務所賃料 及び 手数料として  
上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8%	消費税額等



### 領 収 証

         様    R5 年 9 月 28 日

★ 150,440

但 10月分事務所賃料 及び 手数料として  
上記正に領収いたしました

※録  
うな  
※括

税率	金額(税抜・税込)
10%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8%	消費税額等



したか分かるよ  
附記すること。

登録番号



**ご利用明細票**

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械処理番号	銀行番号
050731	██████	020306	0133#
種別	店舗番号	口座番号	
09	0028	██████	***
お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥150,000	
お取引時刻	お取引後残高		
16:55	*****		
依頼人NO 001 依頼人 マツシタ マサヨ 様 振込日 05-07-31 振込金額 ¥150,000 振込手数料 ¥0 0731042			

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

**武蔵野銀行**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻
36461	05-08-31	15:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥150,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

電話番号 ████████

取扱番号 400361

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████	*****
取扱店	お取引日	時刻
38907	05-09-28	13:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥150,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0007

電話番号 ████████

取扱番号 300055

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

# 事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

## 頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名称	野口ビル		
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号		
	使用用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート(RC) 6階建
	築年月日	1978年9月		
賃貸部分	区画	I 階 101号室	専有面積	67.91㎡ (約 20.58 坪)
所有者	建物所有者住所:	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>		
	建物所有者氏名:	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>		

## 頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始期	2023年5月25日	から	終期	2025年5月24日	まで	2	年	ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前				

## 頭書(3) 賃料等

賃料 (月額) (内消費税額)	150,000 円 ( 13,636 円)	支払期限	翌月分を毎月末日までに支払う	
共益費 (月額) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)		支払方式	<input checked="" type="checkbox"/> 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) <input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) <input type="checkbox"/> 支払委託方式(収納会社名: )
敷金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)			振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
一時金 (礼金) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)			<input type="checkbox"/> 持参方式(持参先・住所: )
保証金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)	更新料	新賃料の ヶ月分相当額	
		更新事務手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分相当額	

## 頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所
----------

## 頭書(5) 連帯保証人の極度額

<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人(極度額	3,600,000 円)
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者(社名:	)
(保証番号:	)

## 頭書(6) 鍵番号

鍵No.		本数		本
------	--	----	--	---

## 頭書(7) 管理会社

商号 (名称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣(01)第001734号	
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 <input type="checkbox"/> かつみ開発株式会社に委託します。
	賃貸借契約の更新に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。
	賃貸借契約の終了に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。
	設備等の管理に係る業務	<input type="checkbox"/> 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主又は管理組合へご連絡下さい。

頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
  - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
  - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
  - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: [Redacted]  
 乙: 松下まさよ県政事務所

【記名押印欄】

5年 11月 25日

貸主(甲)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
借主(乙)	氏名	松下 県政事務所
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
連帯保証人(丙)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
極度額		3,600,000 円
緊急時連絡先(丁)	氏名	
	住所	
	TEL	
宅地建物取引業者	免許番号	埼玉県知事(9)第13750号
	事務所所在地	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
	商号(名称)	かつみ不動産
	代表者氏名	橋本 克己
	宅地建物取引士登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
宅地建物取引業者	免許番号	
	事務所所在地	
	商号(名称)	
	代表者氏名	
	宅地建物取引士登録番号	
	氏名	

整理番号	37
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	23年 7月 31日	支出額	227,106 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所カーペット張替及び既設カーペット処分費
-----	------------------------

領収書等貼付欄	松下昌代
(別紙)	按分計算 252,340 × 90 % = 227,106

**キャッシュサービスご利用明細**  
 毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38905	05-07-31	17:06	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥251,900	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		↓	◎認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お取引明細またはご案内  
 電話

みずほ銀行  
 烏山支店  
 当座 0008044  
 カタイウソウコウ様

電話番号 [ ]  
 取扱番号 500008

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

No.

## 御 請 求 書

Page. 1 / 1

令和 5 年 6 月 21 日

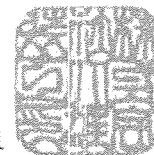
松下まさよ県政事務所 御中

株式会社 大雄装工

〒157-0061

東京都世田谷区北烏山4-2-1

TEL. 03-3307-3430 FAX. 03-3305-3930



下記の通り御請求申し上げます。

合計金額 ¥229,000.-

消費税額 ¥22,900.-

印	印

税込御請求額 ¥251,900.-

工事名称・品名規格	数量	単位	単価	金額	備考
野口ビル1F パンカーベット撤去クイックベット貼り工事					
既設パンカーベット撤去搬出	1	式		30000	
撤去カーベット産廃処分費	1	"		16000	
新規クイックベット貼り 46㎡ 東リCA36506使用	1	"		170000	
家具移動費用	1	"		5000	
※追加工事 玄関部分 金物交換取付	3.6	m	2,500	9000	
【小計】				230000	
端数処理				-1000	
【中計】				229000	
【消費税】				22900	
【総合計】				251900	
以下余白					

お振込銀行 みずほ銀行 烏山支店(カスヤマシテン)  
 当座 0008044  
 株式会社 大雄装工(クイックベット)

小計 ¥229,000









**ご利用明細票**

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取振店番号	機械処理番号	銀行番号
051229	010237	0133#	
種別	店番	口座番号	
09	0028	***	
お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥150,000	
お取引時刻	お取引後残高		
14:55	*****		
[Redacted]			
依頼人NO	001		
依頼人	マツタ マサヨ 様		
振込日	05-12-29		
振込金額	¥150,000	印紙納付済	
振込手数料	¥0	付につき大宮	
1229019		税務署承認済	

**＜ご注意＞**  
 ◎暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

12月分  
事務所賃料として

**ご利用明細票**

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取振店番号	機械処理番号	銀行番号
051130	040070	0133#	
種別	店番	口座番号	
09	0028	***	
お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥150,000	
お取引時刻	お取引後残高		
10:43	*****		
[Redacted]			
依頼人NO	001		
依頼人	マツタ マサヨ 様		
振込日	05-11-30		
振込金額	¥150,000	印紙納付済	
振込手数料	¥0	付につき大宮	
1130008		税務署承認済	

**＜ご注意＞**  
 ◎暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

11月分  
事務所賃料として

# 事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

## 頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡ (約 20.58 坪)	
所有者	建物所有者住所 :	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			
	建物所有者氏名 :	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			

## 頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年 ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前		

## 頭書(3) 賃料等

賃 料 (月 額) (内消費税額)	150,000 円 ( 13,636 円)	支 払 期 限	翌月分を毎月 末日までに支払う		
共 益 費 (月 額) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)		支 払 方 式	<input checked="" type="checkbox"/> 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) <input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) <input type="checkbox"/> 支払委託方式(収納会社名: )	
敷 金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)			振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	
一 時 金 (礼 金) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)			<input type="checkbox"/> 持参方式(持参先・住所: )	
保証金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)	更 新 料		新賃料の ヶ月分相当額	
		更新事務手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分相当額		

## 頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所
----------

## 頭書(5) 連帯保証人の極度額

<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人(極度額	3,600,000 円)
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者(社名:	)
(保証番号:	)

## 頭書(6) 鍵番号

鍵No.		本数		本	
------	--	----	--	---	--

## 頭書(7) 管理会社

商 号 (名 称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣 ( 01 )第 001734 号				
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 <input type="checkbox"/> かつみ開発株式会社に委託します。			
	賃貸借契約の更新に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。			
	賃貸借契約の終了に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。			
	設備等の管理に係る業務	<input type="checkbox"/> 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主又は管理組合へご連絡下さい。			

頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
  - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
  - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
  - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: [Redacted]  
 乙: 松下まさよ県政事務所

【記名押印欄】

5年 5月 25日

貸主(甲)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
借主(乙)	氏名	松下 <del>貴</del> 県政印務所
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
連帯保証人(丙)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
	極度額	3,600,000 円
緊急時連絡先(丁)	氏名	
	住所	
	TEL	
宅地建物取引業者	免許番号	埼玉県知事(9)第13750号
	事務所所在地	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
	商号(名称)	かつみ不動産株 [Redacted]
	代表者氏名	橋本 克己 [Redacted]
	宅地建物取引士登録番号 氏名	[Redacted]
宅地建物取引業者	免許番号	
	事務所所在地	
	商号(名称)	
	代表者氏名	
	宅地建物取引士登録番号 氏名	

整理番号	58
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	23年 10月 30日 他	支出額	45,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

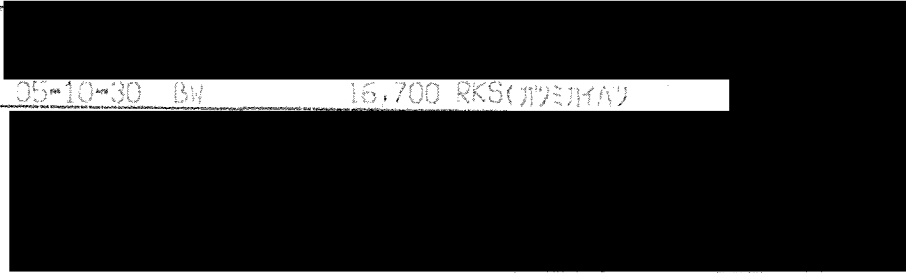
使 途	11月12月1月分駐車場代
-----	---------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

(別紙)      按分計算      50,100 × 90% = 45,090

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

名義 松下 昌代

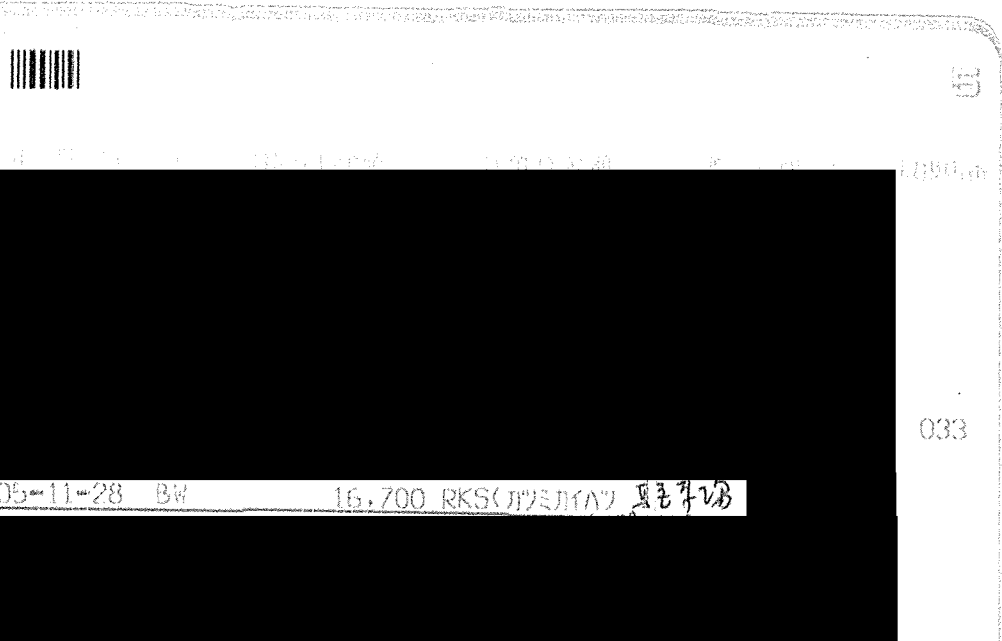


05-10-30 BW 16,700 RKS(カマエリヤ)

022

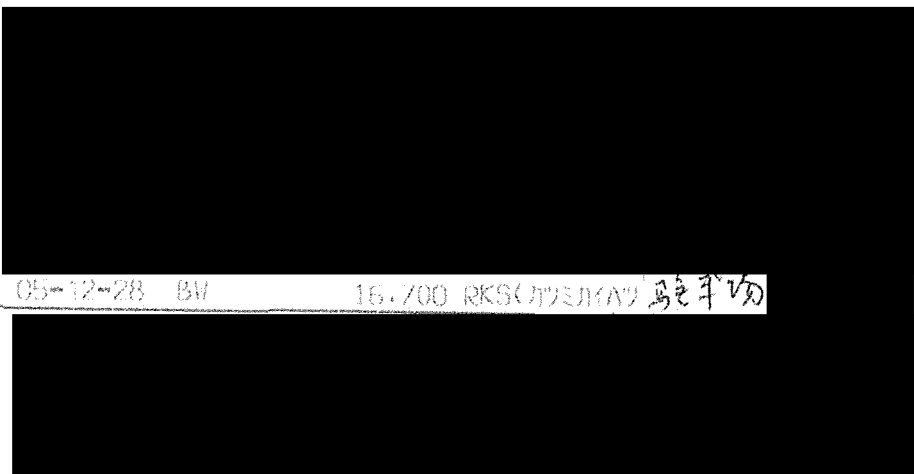
098

→ 駐車場



05-11-28 BW 16,700 RKS(カマエリヤ) 駐車場

033



05-12-28 BW 16,700 RKS(カマエリヤ) 駐車場



## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場	駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1					
賃 料	金 16,500 円也	(内消費税 1,500 円)				
敷 金	金 0 円也	保証金	0 円	礼金	0 円	
更新料	新賃料の 1 ヶ月分					
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分					
契約期間	2023年6月26日 から		2025年6月25日迄			
契 約 車	車種	社用车	色	登録番号		

賃貸人 有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。  
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。  
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。  
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。  
二、賃料の支払いをしぼしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。  
四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。  
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。  
六、その他本契約に違反した時。  
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫) 又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 1ヶ月前分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。  
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。  
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の1ヶ月前までに届出すること。  
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。  
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。  
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。  
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条 (管理規則)  
一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。  
二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。  
三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)  
四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。  
五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。  
六、契約台数以上の駐車をしてはならない。  
七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を所持する。

2023年 6月 6日

貸貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6
	氏 名	有限会社土屋商事

貸借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1010	自宅TEL	
	氏 名	松子正政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011 (代)
   
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
   
 免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
   
 登録番号
   
 宅地建物取引士

整理番号	75
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 調査研究費                      2 グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 広聴費                      4 要請・陳情等活動費                      5 広報費
	【経常的経費】
6 人件費                      ⑦ 事務所費                      8 事務費	
9 資料購入・作成費                      10 交通費	

支出年月日	24年 1月 29日 他	支出額	45,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	2月3月4月駐車場代
-----	------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算    50,100   ×   90 %    =   45,090

駐車場代2~4月分

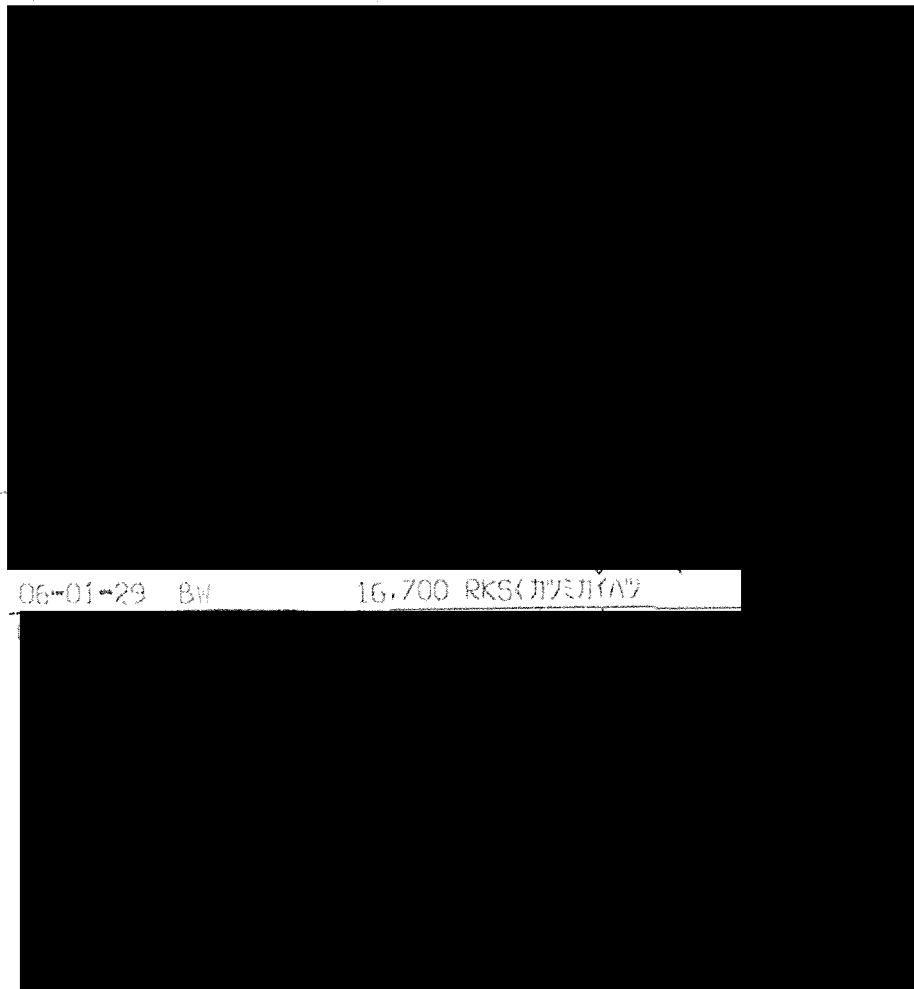
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



口座名義 松下昌代



3



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

022

06-01-29 BW 16,700 RKS(加代昌代)



口座名義 松下昌代



7



033  
033  
033  
033

033

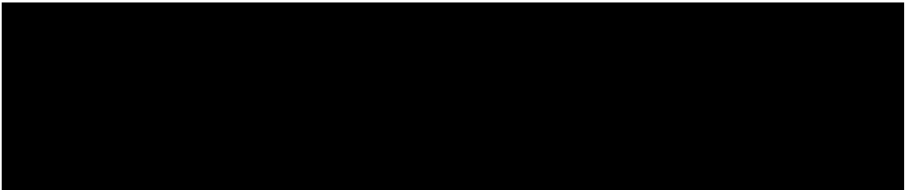
06-02-28 BW 15,700 RKS(JYSEJMAZ) 4/141



口座名義 松下昌代

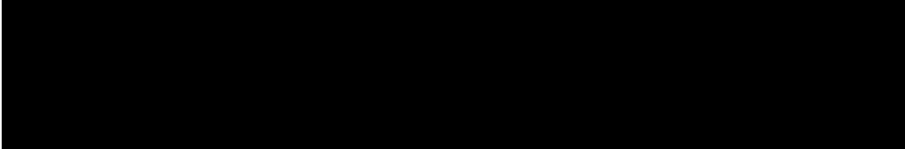


㊟



033

06-03-28 BW 16,700 RKS(元)1117



033



自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	土屋第三駐車場		駐車位置		番	台数	1台		
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1								
賃料	金	16,500	円也	(内消費税	1,500	円)			
敷金	金	0	円也	保証金	0	円	礼金	0	円
更新料	新賃料の 〇 ヶ月分								
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分								
契約期間	2023年6月26日 から 2025年6月25日迄								
契約車	車種	社用車	色	登録番号					

賃貸人 有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。  
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。  
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。  
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。  
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。  
四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。  
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。  
六、その他本契約に違反した時。  
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫) 又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は尅ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 尅ヶ月前の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。  
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。  
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の尅ヶ月前までに届出すること。  
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。  
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。  
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。  
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条 (管理規則)  
一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。  
二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。  
三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)  
四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。  
五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。  
六、契約台数以上の駐車をしてはならない。  
七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を所持する。

2023年 6月 6日

貸貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		

貸借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 別館101	自宅TEL	
	氏 名	松子 政務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者

朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011 (代)  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号  
 登録番号  
 宅地建物取引士

整理番号	76
------	----

### 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費		10 交通費

支出年月日	24年 1月 31日	支出額	405,000 円
	他	※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使 途	2月3月4月事務所賃料
-----	-------------

領収書等貼付欄	松下昌代
(別紙)	按分計算 450,000 × 90% = 405,000

#### ご利用明細票

#### ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060131	██████	01	0239	0133#
種別	店舗番号	口座番号		
09	0028	██████	***	
お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お取引後残高			
13:57	*****			
依頼人 マツシタ マサヨ 様 振込日 06-01-31 振込金額 ¥150,000 振込手数料 ¥0 0131017				
印紙(印紙納付につき大宮税務署承認済)				

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060228	██████	02	0043	0133#
種別	店舗番号	口座番号		
09	0028	██████	***	
お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お取引後残高			
10:50	*****			
依頼人 マツシタ マサヨ 様 振込日 06-02-28 振込金額 ¥150,000 振込手数料 ¥0 0228002				
印紙(印紙納付につき大宮税務署承認済)				

<ご注意>  
 ◎暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。  
 武蔵野銀行

<ご注意>  
 ◎暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。  
 武蔵野銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

**ご利用明細票**

本日はご来店いただきありがとうございました。

年月日	取扱店番号	機械処理番号	銀行番号
060328	██████	020112	0133#
種別	店舗番号	口座番号	
09	0028	██████	***
お取引内容	手数料	お取引金額	
お支払		¥150,000	
お取引時刻	お取引後残高		
13:40	*****		
依頼人 マツタ マサヨ 様 振込日 06-03-28 振込金額 ¥150,000 振込手数料 ¥0 0328015			
		印紙代納 付につき大宮 税務署承認済	

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

**武蔵野銀行**

## 事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

### 頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名 称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構 造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区 画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡ (約 20.58 坪)	
所有者	建物所有者住所 :	[REDACTED]			
	建物所有者氏名 :	[REDACTED]			

### 頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前			

### 頭書(3) 賃料等

賃 料 (月 額) (内消費税額)	150,000 円 ( 13,636 円)	支 払 期 限	翌月分を毎月 末日までに支払う		
共 益 費 (月 額) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)		支 払 方 式	<input checked="" type="checkbox"/> 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) <input type="checkbox"/> 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) <input type="checkbox"/> 支払委託方式(収納会社名: — )	
敷 金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)			振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 [REDACTED]	
一 時 金 (礼 金) (内消費税額)	0 円 ( 0 円)			<input type="checkbox"/> 持参方式(持参先・住所: — )	
保 証 金	賃料の ヶ月分相当額 または( 0 円)			更 新 料	新賃料の 〃 ヶ月分相当額
		更新事務手数料		新賃料の 0.5 ヶ月分相当額	

### 頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所
----------

### 頭書(5) 連帯保証人の極度額

<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人(極度額	3,600,000 円)
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者(社名:	)
(保証番号:	)

### 頭書(6) 鍵番号

鍵No.	本数	本
------	----	---

### 頭書(7) 管理会社

商 号 (名 称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣(01)第 001734 号		
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 頭書(3)に記載の方法により、受領します。	<input type="checkbox"/> かつみ開発株式会社に委託します。
	賃貸借契約の更新に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。	
	賃貸借契約の終了に係る業務	<input checked="" type="checkbox"/> 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。	
	設備等の管理に係る業務	<input type="checkbox"/> 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主又は管理組合へご連絡下さい。



頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
  - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
  - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
  - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: [Redacted]  
 乙: 松下まさよ県政事務所

【記名押印欄】

5年 1月 25日

貸主(甲)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
借主(乙)	氏名	松下 県政事務所
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
連帯保証人(丙)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	TEL	[Redacted]
	極度額	3,600,000 円
緊急時連絡先(D)	氏名	
	住所	
	TEL	
宅地建物取引業者	免許番号	埼玉県知事(9)第13750号
	事務所所在地	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
	商号(名称)	かつみ不動産
	代表者氏名	橋本 克己
	宅地建物取引士登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
宅地建物取引業者	免許番号	
	事務所所在地	
	商号(名称)	
	代表者氏名	
	宅地建物取引士登録番号	
	氏名	